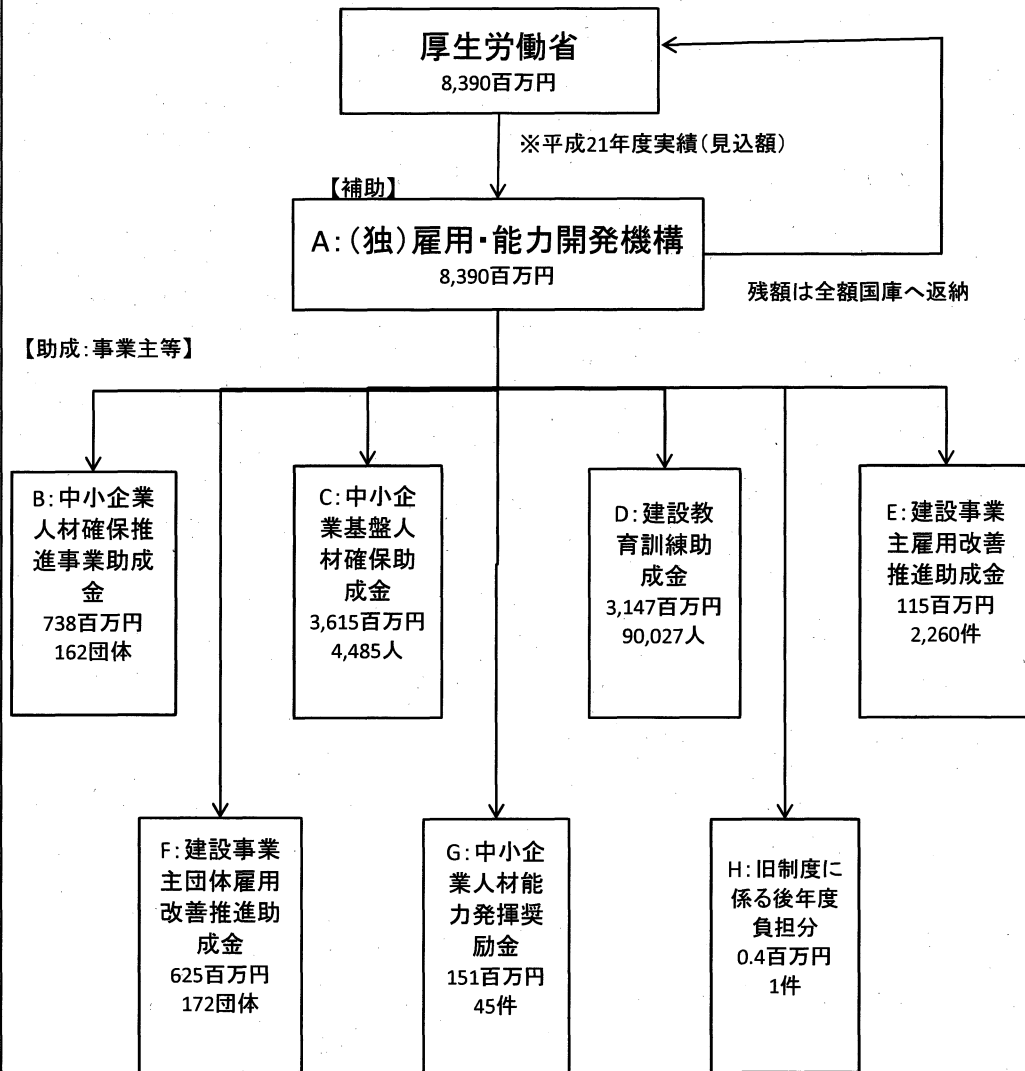


行政事業レビューシート

(厚生労働省)

予算事業名	雇用開発支援事業費等補助金(助成金業務) ①中小企業基盤人材確保助成金等 ②建設雇用改善助成金	事業開始年度	①・平成3年度(中小企業人材確保推進事業助成金) ・平成15年度(中小企業基盤人材確保助成金) ②昭和51年度	作成責任者							
担当部局庁	職業安定局	担当課室	①雇用開発課 ②建設・港湾対策室	水野 知親 松本 圭							
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	①雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第3号、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第7条第1項、独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第6号 ②雇用保険法第62条第1項第5号、第63条第1項第7号、雇用保険法施行規則第115条第18号、第22号、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項、独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第5号	関係する計画、通知等	①中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針 ②建設雇用改善計画								
事業の目的 (目指す姿を簡潔に、3行程度以内)	①我が国経済の活性化や雇用創出の中核的な担い手である中小企業の人材確保・育成、労働者の職場定着に向けた取組に対する支援を実施し、その雇用管理の改善を進めることにより、中小企業の労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出を図る。 ②建設事業主等が行う教育訓練、雇用管理の改善のための事業に対して助成金を支給し、建設事業主における雇用改善を進めることで、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。										
事業概要 (5行程度以内、別添可)	①中小企業労働力確保法に基づき、都道府県知事から雇用管理の改善に関する計画の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)及び改善計画の認定を受けた個別中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)に対して、以下の支援を行う。 ・中小企業人材確保推進事業助成金…認定組合等が、その構成中小企業者における人材確保や職場定着を支援するため、雇用管理の改善に係る事業を実施した場合、当該事業に要した経費の一部を助成する。 (助成内容) 雇用管理改善事業に要した費用の2/3(最大3年間、上限1,000万円) ・中小企業基盤人材確保助成金…認定中小企業者が、創業・異業種進出又は生産性の向上に伴い経営基盤の強化に資する人材を新たに雇入れた場合に助成金を支給する。 (助成内容)・新分野進出の場合 基盤人材1人当たり 140万円(5人まで) ・生産性向上の場合 基盤人材1人当たり 170万円(5人まで) ②建設事業主等が建設労働者の能力開発や雇用管理の改善のための事業を行う場合に当該事業に要した経費に対して助成を行う。										
実施状況	①平成21年度実績では、中小企業人材確保推進事業助成金支給件数162団体、中小企業基盤人材確保助成金支給件数4,432人。その他既に廃止された助成金に係る経過措置。 ②平成21年度実績では、建設教育訓練受講者数90,927人、建設事業主雇用改善推進助成金支給件数2,260件、建設事業主団体雇用改善推進助成金支給団体172団体。										
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求					
	予算額(補正後)	11,500	11,718	11,734	8,227						
	執行額	8,661	8,305	8,390(見込額)							
	執行率	75.3	70.9	71.5(見込額)							
	総事業費(執行ベース)	8,661	8,305	8,390(見込額)							
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	①②全額を支給要件を満たす事業共同組合、事業主等に支給。 ①②支給事務を行う(独)雇用・能力開発機構から毎月報告を受け、詳細な状況を迅速に把握している。									
	見直しの余地	①②平成22年度末に予定されている(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、本助成金については、助成内容及び支給事務の簡素化を検討した上で、都道府県労働局へ支給事務を移管する。									
予算監視・効率化											
補記											

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	8,390	助成金	実施経費の1/2等	115
計		8,390	計		115
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	実施経費の2/3	738	助成金	実施経費の1/2等	625
計		738	計		625
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	基盤人材1人当たり 140万円等	3,615	助成金	実施経費の1/3等	151
計		3,615	計		151
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	技能実習の実施経費について 1 日 13万円 20日分を限度等	3,147	助成金	実施経費の1/3等	0.4
計		3,147	計		0.4